

令和7年度鹿児島県地域自殺対策強化事業募集要領

1 趣旨

この事業は、深夜電話相談強化又は若年層（39歳以下の者）自殺対策に取り組んでいる民間団体の活動を支援し、その取組を促進することで、本県の自殺対策を強化することを目的に実施するものです。

2 補助対象団体

補助対象団体は、鹿児島県内に事務所又は営業所を有し、県内で活動する公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他の法人格を有する団体で、次の項目を満たすものとします。

- (1) 団体運営に関する規則、会則等に則り、自殺対策に係る事業を的確に遂行できること。
- (2) 県と連携して自殺対策の推進に誠意をもって取り組むことができる団体であること。
- (3) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体、役員等でないこと。

3 補助額

- (1) 補助対象となる経費に対し、原則として100万円を上限に申請することができます。
- (2) 申請者数、事業の審査結果等により、補助額が申請額を下回ることがあります。

4 消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の返還

間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

5 補助対象事業

別紙「メニュー別事業内容及び補助対象経費一覧」のとおり

※ 深夜電話相談強化事業の時間帯は22時から翌5時までが対象となる。

※ 若年層対策事業は、39歳以下の若年層を対象とした事業であること。ただし、児童・生徒（小・中・高）のみを対象とした事業は、補助対象外となる。

6 事業の実施期間

交付決定の日から令和8年3月31日まで

7 応募期間・応募方法

(1) 応募期間

令和7年9月4日（木）～ 令和7年9月24日（水）午後5時 ※当日の消印有効

(2) 応募方法

次の応募書類を「11応募先・問合せ先」まで原則として郵送により提出してください。

※ ファックスや電子メールでの応募は受け付けません。

※ 応募書類の返却は行いません。

応募書類

① 令和7年度鹿児島県地域自殺対策強化事業応募書（応募様式）

② 事業計画書（別紙1）

③ 収支予算書（別紙2）

④ 事業の実施体制（別紙3）

⑤ 団体概要（別紙4）

⑥ 添付書類

- ・ 団体の定款・規約（A4判とします。原本証明済のもの。）
- ・ 団体の役員等名簿（A4判とします。書式は自由です。）
- ・ 昨年度の決算書
- ・ その他（応募事業を理解するための参考資料、免税事業者である場合はそれを証明する書類等）

※ ①から⑤までのデータ（Wordデータ）が必要な場合は、「11 応募先・問合せ先」へメールにより御連絡ください。

8 審査・選定方法

- (1) 事業内容の審査を行い、応募のあった事業の採択・不採択について選定を行います。
- (2) 選考に当たっては、個別に事業内容の確認等をさせていただきます場合があります。
- (3) 選定に当たっては、次の審査基準を重視し、総合的に評価して決定します。

審査基準

- ① 提案内容の的確性
 - ・ 公募の趣旨を的確に捉えているか。
 - ・ 県からの補助事業としてふさわしいもので県民の理解を得られるか。
 - ・ 団体の知識や経験が生かされた企画内容となっているか。
 - ・ 地域の実情に即した内容となっているか。
 - ・ 事業の対象者は適切なものとなっているか。
※若年層対策事業は、児童・生徒（小・中・高）のみを対象とした場合は、補助対象外となる。
 - ・ 感染症対策を十分に行っているか。
- ② 事業の実現性
 - ・ 事業の実施項目・内容は具体的か。
※深夜電話相談事業の対象時間帯は、22時～翌5時までとなる。
 - ・ 事業の実施方法は具体的かつ有効的か。
 - ・ 事業スケジュールは具体的で実行可能か。
- ③ 事業の実施効果
 - ・ 具体的な効果・成果が期待できるか。
 - ・ 事業成果は一過性ではないか。
 - ・ 今後も事業の継続的な実施が見込まれるか。
 - ・ 将来的にNPO法人等の支援・育成に繋がるものであるか。

9 選定結果と交付申請等に係る留意事項

- (1) 選定結果
 - ・ 選考結果は、応募のあった全ての団体に対し、文書にてお知らせします。
 - ・ 採択された団体については、事業の概要を県のホームページで公表する場合があります。
- (2) 交付申請等に係る留意事項
 - ・ 申請者数、事業の審査結果等により、補助額が申請額を下回ることがあります。
 - ・ 採択された団体は、別途「補助金交付申請書類」を提出していただきます。
 - ・ 補助金は、場合により8割以内を概算払でお支払いすることができます。
 - ・ 概算払を行った場合、事業完了後の実績報告を受けて精算します。このため、最終的な額を確定する段階で、補助対象経費が減少したときには、補助金を一部返還していただくことがあります。
- (3) その他の留意事項
 - ・ 補助額は、実績に応じて変動します。ただし、内示額が補助額の上限となります。
 - ・ SNS等を活用した事業PRは積極的に行っていただいても構いませんが、同じアカウントでの私的な活動（プライベート）内容の発信は、閲覧者に対し、当概補助金の私的流用の疑義を与える場合がありますので、発信内容には十分に注意をしてください。
 - ・ 事業実施に際して、県から中間報告を依頼しますので、相談件数や相談内容等について月別に集計しておいてください。（11月上旬及び2月上旬を予定）

10 事業スケジュール

事業スケジュールは、次のとおり予定しています。

募集期間	令和7年9月4日（木）～ 令和7年9月24日（水）午後5時
審査・選定及び 選定結果通知	令和7年9月下旬～ 令和7年10月上旬（予定）
交付申請・交付 決定	令和7年10月上旬（予定）
事業の実施	交付決定の日から令和8年3月31日まで
事業完了・実績 報告	補助事業が完了した日から起算して30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日
仕入控除税額報 告	補助事業に係る財務処理等が終了し、仕入控除税額が確定したら速やかに県へ報告。なお、「0円」の場合も報告が必要。

11 応募先・問合せ先

鹿児島県 保健福祉部 障害福祉課 精神保健福祉係 担当：田原，上ノ町
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL：099-286-2754（直通），FAX：099-286-5558
E-Mail：s-seishin@pref.kagoshima.lg.jp

メニュー別事業内容・補助率及び補助対象経費一覧			
メニュー	事業内容	補助率 ※2	補助対象経費
深夜電話 相談強化 事業	深夜（22時）から早朝（5時）の時間帯に電話相談を実施することにより、自殺を直前で回避できる可能性があると考えられる。 深夜電話相談窓口において、自殺に関する悩みを抱える者等に対して、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施する事業 【事業例】 ・民間団体が、深夜（22時）から早朝（5時）にかけて実施する電話等による相談事業をする際に係る相談対応者の配置、増員等 ・深夜電話相談の受付日時の周知、リスティング広告の表示 ・深夜電話相談用の回線の敷設、フリーダイヤルの設置や電話転送システムの環境整備等 ・相談対応者の配置、相談員の増員等 ・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等	上限 2/3	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話相談事業に必要な電話回線の工事のに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金等（※3）
若年層対 策事業（ 対面相談 事業） （※1）	自殺に関する悩みを抱える若年層者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施する事業 【事業例】 ・若年層に対する心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等 ・若年層に対する個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等 ・若年層に対する伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等 ・若年層に対する孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための傾聴サロンの設置、運営 ・若年層に対する生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営等 ・若年層に対する相談担当者や家族等の支援者等への支援等	上限 2/3	
若年層対 策事業（ 電話・S NS相談 事業） （※1）	自殺に関する悩みを抱える若年層者等に対して、電話・SNS等の相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施する事業 【事業例】 ・関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS等による相談事業の実施に係る電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等 ・相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等 ・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等		
若年層対 策事業（ 人材養成 事業） （※1）	自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持ち、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する事業 【事業例】 ・公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、若年層に対する		

	自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣 ・民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野での若年層に対するゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣 ・民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着した若年層に対するゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣		
若年層対策事業（普及啓発事業）（※１）	生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する県民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する事業 【事業例】 ・若年層に対するシンポジウム、講演会等の開催等 ・若年層に対する啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布		

※１ 若年層対策事業においても、３９歳以下の若年層を対象とした事業であること。
ただし、児童・生徒（小・中・高）のみを対象とした事業は、補助対象外となる。

※２ 各事業メニュー毎の事業費に対し、補助率の上限があり、応募団体数との兼ね合いで調整を行います。

※３ いずれの事業においても、経常的な管理運営費（事務所の賃借料・光熱費など）及び恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は、対象外とする。また、図書の購入は、事業に直接活用するものに限り、単なる配布や団体が所有する図書の補充的目的のものは対象とならない。